

令和4年1月4日から

その1

安全運転管理者選任等の届出がインターネットでできます

令和4年1月4日から、インターネットでも

- 安全運転管理者の選任（解任）の届出
- 副安全運転管理者の選任（解任）の届出
- 安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出
- 副安全運転管理者の届出記載事項の変更の届出

ができるようになります。

※ 警察署窓口への届出はこれまでどおりできます。



愛知県警察HP≫申請・手続き≫警察行政手続サイトの申請等一覧

<https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/keisatsugyouseisaito.html>

インターネット届出の流れ



①メールで届出



②警察行政手続サービスで一元的に管理



③警察署で補正・審査



④届出者へ受理連絡（電話又はメール）

令和4年1月1日から

その2

安全運転管理者証が廃止されます

これまで新規届出時に交付されていた安全運転管理者証、副安全運転管理者証は、令和4年1月1日から廃止されます。

お持ちの安全運転管理者証、副安全運転管理者証は必要なくなりますが、この管理者証に記載の「整理番号」は講習等で必要になりますので控えておいてください。

※管理者証は廃止されますが、警察から受理連絡時に管理者証に記載されていた「整理番号」が教示されます。また、必要に応じ管轄警察署に問い合わせただけで教示されます。